

# 健康保険・被扶養者認定時提出書類一覧

	提出／添付書類	交付場所	同一世帯でなくてもよい人								同一世帯が条件の人			備考		
			配偶者	父母	子		孫・弟妹		兄・姉	祖父母	甥・姪		義父母		おじ・おば	
					16才以上	16才未満	16才以上	16才未満			16才以上	16才未満				
基本提出書類	健康保険被保険者証	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・本人入社に伴う扶養申請時は提出不要。 ・遠隔地証がある場合、すべてを提出(基本)	
	扶養事情書	社内ポータル掲示板	○	○	○	○※1	○	○	○	○	○	○	○	○	※1.出生児については提出不要。 但し、本人の他に出生児を扶養すべき者(夫)がいる場合、夫の収入証明が必要。	
親族／同一世帯等が証明されるもの	住民票(又は住民票の写し)	市区町村	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	・被扶養者の世帯全員分のものを提出。 ・続柄表示の省略は不可。	
	戸籍謄(抄)本 または養子縁組届	市区町村		※3	※3	※3									※3.養子縁組みしている場合に要提出。	
	外国人登録済証明書(外国人の場合)		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	・被扶養者が住民票の取れない外国人の場合に提出	
生計維持関係の証明書	16才以上	収入(所得)証明	市区町村	○	○	○※4		○	○	○	○	○	○	○	・課税・非課税を問わず年金を含む全ての収入が記載されたものを提出すること。 無収入である場合も要提出。 ※4.昼間の高校生は「扶養事情書」に無収入である旨を記入すれば提出不要。	
	学生の場合	在学証明書(写)または学生証(写)	学校	△		△※5		△		△		△		△	※5.昼間の高校生は「扶養事情書」に高校名・学年を記入すれば、提出不要。	
	障害者の場合	障害者(療養者)手帳(写)	—	△	△	△		△	△	△		△	△			
	今まで働いていた人 ※失業保険を受給する方は受給終了となるまで被扶養者となれません。	イ)失業給付を受給しない人	・失業給付受給権放棄に伴う誓約書 ・離職票(1)(2)	社内ポータル掲示板 退職前の事業主	△	△	△		△	△	△		△	△		・失業給付が適用されない者について短期間または短時間の勤務で失業給付の適用外になる者については「扶養事情書」にその旨を記入。
		ロ)失業給付を終了した人	支給終了印のある雇用保険受給資格者証(写)	公共職業安定所	△	△	△		△	△	△		△	△		
		ハ)給付日額が3611円以下	給付日額のある雇用保険受給資格者証(写)	公共職業安定所	△	△	△		△	△	△		△	△		
		ニ)受給延長	・受給期間延長に伴う被扶養者申請誓約書 ・離職票(1)(2)、受給期間延長通知書(写)	社内ポータル掲示板 公共職業安定所	△	△	△		△	△	△		△	△		
	現在働いている人	給与明細書(写)直近3ヶ月分	被扶養者の事業主	△	△	△		△	△	△		△	△			
	自営業・農業従事者	経費明細(収支決算書など)を含む「確定申告書」(写)の直近3年分	税務署	△	△	△		△	△	△		△	△			
	年金受給者(老齢・障害・遺族・共済等全ての年金)	最近の年金振込通知書(写)	—	△	△	△		△	△	△		△	△		・すべての年金(老齢、障害、遺族、共済)について、漏れなく提出すること。	
別居の場合	経済的援助の証明書:振込伝票(写)または現金書留(写)の直近半年分または預金通帳の写し	金融機関		△			△	△	△							
被扶養者が「妻」である場合	年金手帳の基礎年金番号表示頁の写し	—	○												・年金の第三号被保険者として届け出るために必要。	

※表中の記号について… ○=その続柄であるものは全員提出(備考欄に一部例外あり)、△=健保組合が指定した方のみ提出

※「子」の16歳未満・16歳以上の区分について… 16歳未満は「幼児・または義務教育中」であり生計維持関係の証明書は不要、16歳以上は勤労可能年齢であるため生計維持関係の証明書が必要となる。

※場合によっては、この表に記載した証明書以外のものをご提出いただく場合がありますので、ご了解ください。